

## 計画に位置付ける環境教育行動計画について

### 1. 環境教育行動計画の基本的な考え方

- 環境教育行動計画に基づく内容は、複数の基本目標や施策分野等にまたがることから、5つの基本目標とは別に、項目を設け、計画に記載する。
- 環境教育行動計画の目標や施策の方向性、対象区域、計画期間、戦略の進行管理などは、原則として、第3次枚方市環境基本計画と共通とする。

### 2. 環境教育行動計画の盛り込む事項

項目	環境教育行動計画部分の内容						
背景、目的、位置づけなど	①背景、目的及び課題	環境教育の定義、必要性、これまでの枚方市の取り組み、課題を示す。					
	②位置づけ	第3次枚方市環境基本計画に、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく「環境教育行動計画」として位置づける。					
環境教育行動計画の基本的事項	①対象区域	市域全体 ※第3次環境基本計画の対象範囲					
	②計画期間	2021年度から2030年度までの10年間（概ね5年後に中間見直し） ※第3次環境基本計画の計画期間					
	③計画の目標	・第3次環境基本計画の基本目標①「環境学習・パートナーシップ」の環境指標とする。					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【毎年度管理する指標】 環境保全活動に取り組んでいる市民団体・事業者等の数</td> <td>環境保全活動に取り組んでいるNPO法人・市民団体数、地球温暖化対策協議会の会員企業数、アダプトプログラム・道路アダプト参加団体数、不法屋外広告物追放推進団体への参加団体数の合計数</td> </tr> <tr> <td>【毎年度管理する指標】 環境教育・学習の場に参加した人数（累計）</td> <td>環境出前講座、環境ネットワーク会議関係（自然エネルギー学校、くらわんか塾、スターター講座、ミニ講座）、ごみ減量講演会、自然観察会（水辺の楽校、セミ調査、葉っぱの観察と工作、昆虫教室、ナチュラルアート、講演会）、枚方クリーンリバーの参加人数の累計  ※地球環境、資源循環、自然環境、都市環境・生活環境に関する環境教育・学習の場に参加した人数の合計（累計）を指標とする。</td> </tr> </tbody> </table>	指標	説明	【毎年度管理する指標】 環境保全活動に取り組んでいる市民団体・事業者等の数	環境保全活動に取り組んでいるNPO法人・市民団体数、地球温暖化対策協議会の会員企業数、アダプトプログラム・道路アダプト参加団体数、不法屋外広告物追放推進団体への参加団体数の合計数	【毎年度管理する指標】 環境教育・学習の場に参加した人数（累計）
指標	説明						
【毎年度管理する指標】 環境保全活動に取り組んでいる市民団体・事業者等の数	環境保全活動に取り組んでいるNPO法人・市民団体数、地球温暖化対策協議会の会員企業数、アダプトプログラム・道路アダプト参加団体数、不法屋外広告物追放推進団体への参加団体数の合計数						
【毎年度管理する指標】 環境教育・学習の場に参加した人数（累計）	環境出前講座、環境ネットワーク会議関係（自然エネルギー学校、くらわんか塾、スターター講座、ミニ講座）、ごみ減量講演会、自然観察会（水辺の楽校、セミ調査、葉っぱの観察と工作、昆虫教室、ナチュラルアート、講演会）、枚方クリーンリバーの参加人数の累計  ※地球環境、資源循環、自然環境、都市環境・生活環境に関する環境教育・学習の場に参加した人数の合計（累計）を指標とする。						
④基本的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての主体が環境について自ら考え行動するとともに、相互に連携して行動することをめざす。</li> <li>・それぞれのライフステージに応じた環境教育・環境学習を実施する。</li> <li>・環境教育を通じて、経済・社会・環境とのつながりや、現在と未来のつながりを理解する。</li> </ul>						
推進体制と進行管理	第3次環境基本計画全体の「推進体制と進行管理」の中で実施  ※具体的な事業は、毎年度策定する環境基本計画の事業計画の中で示す。事業計画は、計画期間を3年間（令和元年度～令和3年度）とし、毎年度、計画を見直すこととする。						

3. 環境教育行動計画に位置付ける具体的な施策

基本目標	施策の分野	環境基本計画の該当項目
(1) ライフステージに応じた環境教育・環境学習の場や機会の提供	①幼児期における環境教育・環境学習	①環境学習・パートナーシップ 「ライフステージに応じた環境教育・環境学習の推進」
	②学校における環境教育・環境学習	
	③地域や家庭における環境教育・環境学習	
(2) 市民・市民団体・事業者の環境保全活動の促進	①環境保全活動の場や機会の提供	①環境学習・パートナーシップ 「市民・市民団体・事業者の環境保全活動の促進」 ②地球環境 「省エネルギー・省CO <sub>2</sub> 活動の促進」 「気候変動の影響に対する適応策の推進」 ③自然環境 「生態系の保全」 「緑の保全と創出」 「自然とのふれあいの場の確保」 ④資源循環 「廃棄物の発生抑制」 ⑤都市環境・生活環境 「美しいまちなみの確保」 「人と環境にやさしいまちづくりの推進」
	②環境保全活動に取り組む市民・市民団体・事業者への支援	
(3) 環境教育を担う人材の育成と教材・プログラムの整備		①環境学習・パートナーシップ 「ライフステージに応じた環境教育・環境学習の推進」
(4) 環境コミュニケーションの推進		①環境学習・パートナーシップ 「環境コミュニケーションの推進」

<参考：環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（抜粋）>

（都道府県及び市町村の行動計画）

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 行動計画には、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項
- 二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項

三 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

3 都道府県及び市町村は、行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 都道府県及び市町村は、行動計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 行動計画を作成した都道府県及び市町村は、毎年一回、行動計画に基づく施策の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

6 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。